

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和4年度第1四半期分

| 整理番号 | 案件名称 | 物品種目 | 契約の相手方 | 契約金額（税込） | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 （随意契約理由番号） |
|------|-----------------------------|-------|----------------------|------------|-----------|-----------------------|----------------------|
| 1 | 灰クレーンバケット（東淀工場）買入 | 産業用機器 | （株）天満電機産業 | 11,665,500 | 令和4年5月18日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30 |
| 2 | ボイラー用肉盛り水管パネル1ほか4点（舞洲工場）買入 | 産業用機器 | 日立造船（株） | 51,931,000 | 令和4年5月27日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30 |
| 3 | 耐火タイル#1ほか1点買入 | 産業用機器 | 日立造船(株) | 38,874,000 | 令和4年6月2日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30 |
| 4 | クレーンバケット部品1ほか2点（西淀工場）買入 | 産業用機器 | (株)福島製作所 | 2,200,000 | 令和4年6月2日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30 |
| 5 | 湿式有害ガス除去装置用部品1ほか40点（平野工場）買入 | 産業用機器 | 倉敷紡績(株) | 16,500,000 | 令和4年6月6日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30 |
| 6 | 燃焼ストーカ用油圧シリンダほか1点（八尾工場）買入 | 産業用機器 | 三菱重工環境・化学エンジニアリング（株） | 6,050,000 | 令和4年6月16日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30 |
| 7 | 誘引送風機用滑り軸受部品#1ほか10点（八尾工場）買入 | 産業用機器 | 三菱重工環境・化学エンジニアリング（株） | 8,140,000 | 令和4年6月16日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30 |
| 8 | 混練機用部品1ほか4点（平野工場）買入 | 産業用機器 | 本田鐵工（株） | 4,217,400 | 令和4年6月20日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30 |
| 9 | ろ過機ろ材ほか1点買入 | 産業用機器 | (株)タクマ | 929,500 | 令和4年6月28日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G30 |

随意契約理由書

1 案件名称

灰クレーンバケット(東淀工場)買入

2 契約の相手方

株式会社天満電機産業

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する灰クレーンバケットは、株式会社天満電機産業製の東淀工場灰クレーン設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、株式会社天満電機産業製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品は株式会社天満電機産業が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。

そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用肉盛り水管パネル1ほか4点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するボイラー用肉盛り水管パネル1ほか4点は、日立造船株式会社設計・施工による舞洲工場ボイラー設備の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・ボイラー設計条件との関係上、他社においては製作不可能であるため、日立造船株式会社の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

耐火タイル#1ほか1点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回買入する耐火タイル#1ほか1点は、日立造船（株）設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、本製品の詳細仕様は、非公開のため他社では知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

（2）業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

クレーンバケット部品 1 ほか 2 点（西淀工場） 買入

2 契約相手方

（株）福島製作所

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入するクレーンバケット部品 1 ほか 2 点は、焼却処理を行った焼却灰をトラックに積み込むための灰クレーンバケットの一部品とごみを焼却炉に入れるためのじん芥クレーンバケットの一部品であり（株）福島製作所独自の技術により設計されたものである。本製品の関連機構との関係は非公開のため他社では知りえず、またクレーンバケット全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは本設備を設計・製作した（株）福島製作所のみである。したがって、（株）福島製作所の製品指定を行う。

業者選定理由

本製品は、（株）福島製作所が直接販売を行っており、他社では取扱いができないため、（株）福島製作所と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

（電話番号 06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

湿式有害ガス除去装置用部品1ほか40点（平野工場）買入

2 契約の相手方

倉敷紡績（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回買入予定の湿式有害ガス除去装置用部品1ほか40点は、排ガス洗浄を目的として、倉敷紡績（株）により開発・設計された湿式有害ガス除去装置の主要構成部品及び倉敷紡績（株）と本多機工（株）により開発・設計された湿式有害ガス除去装置用ポンプの主要構成部品である。

本製品の形状寸法などの詳細な仕様は非公開であるため、他社では製作が不可能である。また、本製品の取扱いは倉敷紡績（株）のみが行っているため、倉敷紡績（株）製の製品に指定するものである。

（2）業者選定理由

本製品は、倉敷紡績（株）のみが直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため、倉敷紡績（株）と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

燃焼ストーカ用油圧シリンダほか1点（八尾工場）買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入する燃焼ストーカ用油圧シリンダほか1点は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工された炉体設備及び火格子設備の一構成部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法、関連機構、炉体設備及び火格子設備条件との関係上、他社においては製作不可能である。

なお、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業実施していることから、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）製の製品を指定する。

（2）業者選定理由

本部品は三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 （電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

誘引送風機用滑り軸受部品#1ほか10点(八尾工場)買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する誘引送風機用滑り軸受部品#1ほか10点は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が設計施工した八尾工場の焼却設備を構成する通風設備の一構成部品であり、(株)電業社機械製作所に製作させた物である。

本製品の詳細寸法等の設計条件は、非公開であるため他社では製作不可能である。したがって、(株)電業社機械製作所の製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本部品は三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)が八尾工場焼却設備を設計・施工した際に選定したものであり、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 (電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

混練機用部品 1 ほか 4 点 買入

2 契約の相手方

本田鐵工 (株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する混練機用部品 1 ほか 4 点は、本田鐵工 (株) 製の捕集灰無害化処理設備である混練機の主要構成部品であり、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

したがって、本製品の詳細寸法、仕様、材質は、非公開のため他社では構造を知りえず、製作が不可能であるため、本田鐵工 (株) 製の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

混練機用部品 1 ほか 4 点は本田鐵工 (株) のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、本田鐵工 (株) と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

ろ過機ろ材ほか1点買入

2 契約相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入するろ過機ろ材は、プラント排水処理のろ過機に補充して使用するものである。またガス洗浄塔用視窓は、排ガス処理設備の湿式有害ガス除去装置のガス洗浄塔の構成部品である。当工場のろ過機及び湿式有害ガス除去装置は株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・製作されたものであり本製品の詳細な仕様は非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が不可能である。また設備全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは本設備を設計・製作した株式会社タクマのみである。したがって、株式会社タクマの製品指定を行う。

業者選定理由

本製品は、株式会社タクマが直接販売を行っており、他社では取扱いができないため、株式会社タクマと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)